

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部 生活衛生課 生活営業担当
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	クリーニング所の使用前検査
②	法令名	クリーニング業法
③	法令番号	昭和25年5月27日法律第207号
④	根拠条項	第5条
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	<p>第五条 クリーニング所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、営業方法、従事者数その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 前二項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はクリーニング所若しくは前項の営業を廃止したときは、営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。</p>
⑦	審査基準	<p>クリーニング業法第3条、第5条、第5条の2</p> <p>クリーニング業法施行規則第1条の3、第2条</p> <p>クリーニング業法に基づく公衆衛生上必要な措置に関する条例</p> <p>クリーニング業法施行細則第2条</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から10日以内
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	申請のあった日から10日以内
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業担当(075-414-4757)
⑬	備考	